

国民年金保険料免除等の申請をお忘れなく

保険料を納め忘れた状態でいると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由や失業等により納付することが困難な方は、保険料の納付が免除・猶予となる各種制度がありますので、国保年金課で申請手続きをしてください。免除・猶予は申請時点の2年1カ月前までさかのぼ

って申請することができるため、納め忘れた期間のある方もぜひご相談ください。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

問い合わせ先

▷国保年金課 内線2343
▷弘前年金事務所 Tel0172-27-1339

国民年金保険料を口座振替・クレジットカードで前納するとお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替・クレジットカード払いをご利用いただけます。

保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省ける上、納め忘れもなく便利です。また、前納や早割制度を利用された場合は、保険料が割引となります。

▷口座振替を希望する方

年金手帳等基礎年金番号が分かるもの、通帳、金融機関届出印を持参の上、金融機関または年金事務所へお申し出ください。

▷クレジットカード納付を希望する方

年金手帳等基礎年金番号が分かるもの、使用されるクレジットカードを持参の上、年金事務所へお申し出ください。

前納の種類

- ▷2年前納…4月～翌々年3月分の保険料を支払う（2月末日までに申し込み）
- ▷1年前納…4月～翌年3月分の保険料を支払う（2月末日までに申し込み）
- ▷6カ月前納…4月～9月分（2月末日までに申し込み）、10月～翌年3月分（8月末日までに申し込み）の保険料を支払う

納付方法別割引額

納付方法	口座振替	クレジットカード
2年前納	約15,000円割引	約14,000円割引
1年前納	約4,000円割引	約3,000円割引
6カ月前納	約1,000円割引	約800円割引
当月末振替（早割）	月々50円割引	早割制度無

*令和6年から、3月以降に口座振替・クレジットカード納付での1年前納・2年前納を申し込みした場合、年度途中からまとめて前納ができるようになります。6カ月前納の年度途中からまとめて前納については9月以降に申込対象となります。割引額などが振替（立替）開始時期によって異なりますので、詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

問い合わせ先

▷国保年金課 内線2343
▷弘前年金事務所 Tel0172-27-1339

住民税均等割非課税世帯の方へ「物価高騰対策支援給付金」を追加で支給します

低所得世帯（住民税均等割非課税世帯）への生活支援として物価高騰対策支援給付金を追加で支給します。対象となる世帯には案内を郵送しています。期限後の申請は受付できませんので、必ずご確認ください。

支給額…1世帯につき7万円

支給対象世帯

令和5年12月1日において当市の住民基本台帳に記録されており、令和5年度住民税均等割非課税者のみで構成される世帯

*住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は、対象になりません。

給付金の支給手続き

過去に非課税世帯等に対する給付金を市から口座振込により受給している場合、申請は不要です。

*令和5年1月以降に当市に転入してきた場合等には申請が必要です。案内に同封した申請書に必要事項を記入し、必要書類とともにご提出ください。

*住民税の申告や修正により、新たに支給対象世帯となる場合にも申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

申請期限…2月29日(休)

問い合わせ先

物価高騰対策支援給付金窓口 内線2433
(土・日・祝日を除く) 9:00～17:00